

運転開始期限を迎える太陽光発電設備のお申込みの落成連絡のお願いについて

2017年4月1日施行の「電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法の一部を改正する法律」により、太陽光発電設備について運転開始期限が設定されております。

○運転開始期限が設定される太陽光発電設備の申込み

- ①2016年度までに認定を受け、かつ、2016年8月1日以降に接続契約を締結している場合
- ②2017年度以降に新たに認定を受ける場合

運転開始期限は、10kW未満の場合、認定を受けた日（2016年度までに認定を受けたものは原則、2017年4月1日）から1年となっており、運転開始期限を超過した場合は認定が失効します。

また、10kW以上の場合、認定を受けた日（2016年度までに認定を受けたものは原則、2017年4月1日）から3年となっており、期限を超過した場合は超過した期間分だけ調達期間が短縮されます。

上記①に該当する10kW未満の太陽光のお申込みについては、運転開始期限日が近づいておりますので、ご計画が継続している場合は、受給契約申込受付サービス、または、お電話にて受持事業所へ落成のご連絡をお願いいたします。

なお、運転開始期限日までに系統連系が間に合わないことにより認定失効となった場合、当社では責任を負いかねますのであらかじめご了承をお願いいたします。

以上